

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カザフスタン	農村地域水供給計画のための贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の交換公文	農村地域水供給計画を実施するために必要な農具、車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与 4. 施設の工程及び品質管理の指導に必要な役務の供与	525,000千円 H16.3.31まで	H15.11.5 アスタナ で (H16.1.19)	日本側 角崎利夫在カザフスタン大使 カザフスタン側 カシムジヨエフ外務大臣	H16.7.22 373号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。